



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2015
11.9
no.148

Report

1 共生の教育を求め続けて

障害児通園施設「ひまわり教室」前代表 徳田 茂 1

2 第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 いらずの森 2014年度活動報告

加賀おやこ劇場 6

3 第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 外国につながる子どもたちからのメッセージ 神奈川の「オルタボイスフェスタ」の取り組み

NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹 11

4 第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 チャイルド・ライツ・プロジェクト2014年度活動報告

国際子どもの権利センター(シーライツ) 14

Event Information

11/14 シンポジウム
『今、子どもの人権を考える ～世界で、日本で～』(早稲田大学) 19

Document 2015.7.18~2015.9.16

子どもの人権や教育に関する報道と記録から 20



共生の教育を求め続けて

障害児通園施設「ひまわり教室」前代表 徳田 茂

矛盾を見据えて

私が知的障害のある子ども達との関わりを持ったのは19歳の時、大学でのサークル活動を通してでした。それからかれこれ50年、障害者をめぐる制度はずいぶん変わりました。特に2006年に国連で障害者権利条約が採択されて以降の、わが国の制度面での前進は目を見張るものがあります。

とは言え、現実には差別も含めてさまざまな壁があることもまた事実です。50年のうちの40年余り、私は知的障害のある息子の父親として、また障害児通園施設の職員として生きて、その中で、世の中のさまざまな差別に直面してきました。とりわけ教育の面での差別は今でもきつく、長年言い続けてきた「障害児の教育を語る時、差別の問題を抜きにしてはならない」との思いをますます強くしています。

制度は人の心を強く縛ります。心の奥深くにまで浸透し、本人も気付かぬうちに固定観念を植え付けます。旧来の制度では、教育の面でも福祉の面でも、「分離」が原則でした。長年続いた制度が、今も人々の心に色濃い影響を及ぼしています。

2009年に民主党中心の政権が誕生し、その時に障害者政策が抜本的に改められ、共生社会実現に向けた新しい法令が次々と作られました。50年ばかり障害者問題に関わってきた中で、特筆すべき変革でした。しかし制度が変わっても、依然として人々の意識は「分離」が主流です。

この理念と現実の間の矛盾を見据えて、理念の方へ現実を一步でも近づけたいと思って活動してきましたが、そこへ理念と理念の間の矛盾というべき問題も起きてきました。この短文では、障害児の教育をめぐる問題を、2つの矛盾に触れながら考えてみようと思います。

私の差別体験

まずは私自身の話から。かつて私は、とんでもない差別者でした。自分では全く自覚していなかったのですが、私は心の奥深くに驚くばかりの強烈な差別心を秘めていたのです。

長男の知行(ともゆき)が生まれたのは1972年11月のことでした。誕生後思うように育っていないわが子を見て、どうも様子がおかしいとは思ったものの、半年の間私は、彼が障害児かもしれないという疑問をただの一度も抱きませんでした。翌年の5月になってやっと、彼がダウン症であることに気がきました。それまでに何人ものダウン症の人達と付き合っていたのに、自分が障害児の親になるかもしれないということをただの一度も考えたことのなかった私は、息子がダウン症だとわ

かるのに半年間もかかってしまったのです。

それからというもの、来る日も来る日も心の奥深くからの思いもかけない想念に襲われ続けました。「障害児の親になってしまった以上、人生の競争に負けた」「恥ずかしいことになってしまった」「障害児の親になるなんて情けない」等々、自分が日頃口にしていたこととは真逆の、差別的な思いが次々と湧き上がってきたのでした。障害児の親になった自分がかわいそうで、一人泣くこともたびたびでした。

知行の障害がわかったことをきっかけにして、それまで全く気付いていなかった自分の傾向に気付くようになりました。たとえば人と会った時、とっさに「この人は大学卒かな？それとも高卒かな？」とその人の学歴のことをまず考えていた自分に気付きました。「できる・できないで人間の価値が決まるわけではない」が、知的障害のある人達と関わるようになってからの、私の口癖でした。ところが、そんな訳知り顔な言い草は木端微塵に打ち砕かれました。それがどれほど軽薄なものであったかを嫌というほど思い知らされ、同時に、それまでの自分が恥ずかしくてたまらなくなりました。

そんな醜い父親を、知行は笑顔で包んでくれました。「こんな醜い自分を変えていかないと、この子と生きていけない」「大事なことは、この子をどう変えるかではなく、自分をはじめ周りの人間がどう変わるかだ」。知行と生きる数年の間に、私はそう思うようになりました。ただ、自分を変える仕事は思いの外難しく、何年たっても嫌な自分が飛び出してくる瞬間があり、そのたびに自己嫌悪に陥ったものです。幸い10年15年と長い時間をかけて少しずつ差別的な人間から抜け出せたように思います（「絶対に差別しない」とは言えませんが）。

私にとって、40年ばかりの思いもかけない差別体験は、この上なく貴重なものでした。

多くの場合、「差別してやろう」と思って差別するわけではなく、自分でも気付かぬうちに差別してしまう。それが差別の実際のように思います。自覚しないままに、ある人を排除したり、人間としての尊厳を傷つけたりしてしまう。そこが差別の難しいところであり、怖ろしいところです。

● 「分けるのが当然」が常識の中で

さて、わが国の障害児教育ですが、それはまさに「分離教育」の歴史と言えるほどのものです。1979年に養護学校の「義務化」がスタートしましたが、それまで障害の重い子は就学猶予や就学免除という形で学校教育の場から排除されていました。1974年にひまわり教室を開いた時、5人の子どものうち2人は学齢児でした。そのこともあり私達は、障害の重い子にも学校教育を保障すべきであると、県の教育委員会や教職員組合の人達に訴えたのですが、まるで相手にされず、「過激だ」とか「子どもを犠牲にしている」とか有難くないレッテルだけをもらいました。

1979年の「義務化」は障害の重い子にも教育を保障するという点では画期的でしたが、その保障の仕方が問題でした。障害の種類と程度によって子どもを振り分けて教育する仕組みは、私にはとんでもなく差別的制度に思われました。

ちょうどこの年、私は知行を地域の小学校に入学させました。いきなり通常学級に入れる自信はなかったので障害児学級に入れたのです（4年生から通常学級）が、それでも、その過程はまさに闘いでした。障害のあるわが子を普通学校に入れるために一緒に闘った親たちも、たいへん辛い思

いをしたのでした。障害が重いというだけで地域から排除される。これが私達の直観でした。行政の言い分は、「専門の先生によるていねいな教育がお子さんのためです」というもの。排除は差別であるとする私達と、「ていねいな教育を」という行政との間の深い溝は、その後も長くにわたって埋まることなく、時とともに、「障害児は別のところで教育を受けるのが当たり前」との常識が人々の心に深く染み込んでいきました。これは2007年に特別支援教育になり、さらに進んだように思われます。「分けた場での特殊教育から、個のニーズに応じる特別支援教育へ」が文科省の謳い文句でしたが、それによりさらに分離が進んでいます。

私の考える障害児教育は、障害のある子もいない子も共に学び、その中でぶつかり合ったり支え合ったりしながら共に育ち合う、というもので、それを「共生教育」と言ってきました。そしてそれは、障害児権利条約で言うインクルーシブ教育そのものである、と考えてきました。

一方、特別支援教育はあくまでも障害児だけに目を向け、その子をどう伸ばすかを考える教育です。そこには子どもどうしの関わり合う姿や育ち合う姿は想定されておらず、私の求めているものとはまるで異なります。

ところが、世の中全体が個別化の傾向に向かっていることも手伝って、個別支援を目指す特別支援教育が大流行することになりました。そうすると、行政も学校も保護者も、障害児を他の子から分けてしまうことについて、あきれほど鈍感になってしまいました。

教職員組合主催の教育研究集会にでかけても、分けた場での教育実践の話が大多数を占めています。タイトルには「共に育つ」とか「共に学ぶ」とか書かれているのですが、中身はまるで別物です。でも、先生達にはほとんど自覚がなさそうで、それを思うにつけ、問題の難しさを感じています。

あからさまな分離がまかり通っていた時代は、差別がむき出しになっていました。今は一見やさし気な言葉で、分けた場での教育をすすめられるので、多くの人はそれに乗かってしまいます。その分、差別が見えにくくなりました。やっかいな時代になりました。

● 共生の方向を目指す制度がわが国にも

特別支援教育が始まる前年の12月、国連で障害者権利条約が採択されました。

障害者権利条約は障害者を哀恤の対象としてではなく、権利の主体として位置づけ、障害者が障害のない人達と平等に市民生活を送るために確保されるべき権利を詳細に記してありました。その基本理念はインクルーシブ社会の実現でした。教育においても、インクルーシブ教育の推進が謳われていました。この条約を読んだ時私は、「これで日本の障害者政策が変わる!」と思ったものです。

この条約の批准過程で「分けない社会」を基本理念とする法令がわが国で作られたら、教育の面でも変化が起こるかもしれない。しかし、子どもの権利条約のような悪例もあることだし、安心はならない。よほどのものを作らないと、特別支援教育の流れをくい止めることはできない。果してそのようなものを作ることはできるのか…。

そんな思いを抱きながら過ごしていた時、大きな政治的変化がありました。条約の批准に向けた取り組みが進められる中で、政権交代が起ったのです。2009年秋に誕生した民主党中心の政権は、障害者政策に関して、それまでのどの政権もなし得なかった大きな制度改革を実現させました。障がい者制度改革推進会議の提言をもとに、あらゆる分野における障害者政策の見直しが図られ、共

生社会の実現を目的とする、画期的な改正障害者基本法が2011年8月に施行されました。その中で教育についても、可能な限り障害のある子とない子が共に学ぶ学校教育が目指されるべきであることが明記されました。従来の「分離教育」からの脱却が基本法の中に盛り込まれたのです。「可能な限り」という制約が付いているものの、従来の「分けるのが当たり前」の教育から「共生の教育」へ向かうことが示されたことは重要な前進と思われました。自分の生きている間に、そのような制度改革がなされることはないかもしれないと諦めかけていただけに、基本法の一つひとつの条文に、私は深い喜びと励ましを受けました。

問題は、この基本法を受けて、文部科学省が学校教育法施行令をどのように変えるか、でした。施行令の第5条と第22条3項によって障害児は振り分けられてきたのですが、その差別的な施行令をどう変えていくのか、変えさせていくのか。そこが大きな問題でした。

私達は、原則としてすべての子どもを地域の学校の通常学級で受け止めることとし、希望すれば特別支援学校に就学できる「原則統合」の仕組みを提起していったのですが、残念ながら、それは実現しませんでした。

2013年9月1日に文科省から通知が出され、就学にあたっては本人や保護者の意見を最大限に尊重したうえで、総合的視点から教育委員会が就学先を決めることになりました。私にすれば容易に受け入れ難い仕組みではありますが、長年にわたって障害児を振り分けてきた旧来の仕組みが廃止されたことは、一つの前進と言えます。

この施行令の改正により条約批准に向けた国内法の整備が一段落し、'14年2月に条約が発効しました。

● 新たな矛盾を前にして

これからは、インクルーシブ教育を謳う障害者権利条約や共生の教育を目指す障害者基本法を武器にして、文部科学省の言う「特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築」の問題点を明らかにしつつ、共生教育（私はあえて「共生のインクルーシブ教育」という言い方もしています）の実現に向けた運動を進めていきたい。また長い時間がかかるかもしれないが、今はインクルージョンや共生を理念とする条約や基本法がある。

そう思っていたところへ、思いもかけない話が入ってきました。

この5月に超党派の議員立法として「多様な教育機会保障案」が提案されたことを、つい最近知りました。この法案の説明図を見ると、私達の求めている方向とまるで逆の方向を向いています。

私達障害児の教育に関わる人間も、不登校の子どもに関わる人達も、それぞれの立場からわが国の「普通教育」の在り方を問うてきました。そもそもの本体の在り方を問うことなしに、障害児に対する個別の手立てや不登校の子に対する個別の手立てを論じて、所詮対処療法でしかないわけで、私達の目指すのは、あくまでもわが国の「普通教育そのものの見直し」でした。その2つの運動が導き出した結果が、まるで別の方向を向く格好になったわけです。

アメリカではインクルーシブ教育制度を進めつつ、ホームスクーリングも一つの選択肢となっているという話を聞いた際、それは私達が目指すインクルーシブ教育とは全く別物だ、そんな流れがわが国に入ってきたら大変なことになる、と思ったものでした。ところがわが国において別の方面から、

アメリカの発想とそっくりのものが提起されたわけです。

子ども一人ひとりへの支援は、生活のあらゆる局面において、とても重要です。そのことについては、私も十二分に承知しているつもりです。そのうえで、学校という場は子どもどうしがたがいの存在を認め合い尊重し合いながら、共に育ち合う場であることが望ましいと考えてきましたし、今もそう考えています。

学校はすべての子どもに開かれ、競争的雰囲気や極力排し、共生の場として運営されるべきです。子どもが育っていくには、その子にとって意味のある大人や子どもの存在が不可欠です。学校が、どの子にとっても意味のある存在と出会える場として機能していくことが強く求められています。

別の場での個別や小集団での教育の利点について、いくつもあげることができます。現在のように30人前後の人数で子ども達が学ぶ教育の利点も、いくつもあげることができます。その一方で、それぞれの限界や問題もいくつもあげることができます。

教育においては、どの方法が唯一正しいものであるか科学的に証明することは、ほとんど不可能です。考慮すべきファクターがあまりにも多すぎます。

私自身は、それぞれの教育の底に流れる理念に目を向け、どの子も排除しない「共生教育」こそがどの子にとっても意味のある教育と考え、その実現を目指し取り組んできました。

障害者権利条約第24条(教育)の1で、目指すべき教育の目的として3点あげられていますが、(a)としてまずあげられているのは次のような条文です。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己価値に対する意識を十分に開発すること。また、人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。(長瀬・川島訳)

ここではまず、すべての人について述べられているのです。そのあとで、(b) (c) として、障害のある人について述べられています。私はこの条文に出会った時、「自分が長年願ってきた、共生教育の理念がここに明記されている」と思い、強い励ましを受けたことを覚えています。その後、くり返しこの条文を読んでは、自分の立ち位置を確かめています。

また自分自身の差別体験に照らして、競争主義的・能力主義的雰囲気を極力弱めることの重要性を訴えてきました。団塊世代の私は、競争的雰囲気の学校生活の中で、知らず知らずのうちに能力主義的な人間になっていました。義務教育に競争はいらない。その意味で、今さかんに行われている「学力競争」は、子ども達の育ちにとって好ましいものではない。そうした所からは、障害のある子は排除されてしまう。それは、ほとんど私の確信になっています。

学校に通えない子ども達の教育保障を考えてきた結果としての、「多様な学びの場の保障」という願い。それは頭から否定できるものではありません。そうした願いを抱く人もいることを心に留めながらも、私はやはり、「個別支援の充実」よりも「共生教育の実現」を目指していきたい。その中で、一見矛盾していると思われるものが一つになっていく日を夢見たい。

今また新しい矛盾に直面し、私は、「共生教育」への思いを新たにしています。

いらずの森2014年度活動報告

加賀おやこ劇場

加賀おやこ劇場の目的

優れた児童文化を鑑賞し、その創造研究普及のために努力し、それを通して未来の担い手となる子ども達の自主性、創造性、民主性を育み、豊かな人間に成長することを図ります。大人と子どもが、交流連帯する中で子どもの幸せを守ります。

いらずの森に向けて

子ども達の人権を守る…大人と子ども達と子ども権利条約学習会をしました。(7月)

国連「子どもの権利委員会」の日本政府に対する勧告

講師：北島尚志さん（立教女学院短期大学、大妻女子大学非常勤講師、NPO 法人あそび環境 Museum アフタフ・バーバン理事長）

31条に照らし、極度に競争的な教育制度によるストレスのため、子どもが発達上の障害にさらされていること、および、教育制度が極度に競争的である結果、余暇、スポーツ活動および休息が欠如していることを懸念する。

31条

1. 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
2. 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。



現代は、子どもが心の扉を開けにくい、閉ざしてしまう時代です。大人が「あそび」を理解せず、禁止ばかりしたり、大人が決めるルール通りにさせては、子どもの心は扉を閉ざしたままになってしまいます。子どもが自由に発想し、それを突き進めていかれる環境があることはとても大切です。

子どもの遊びとは・・・やってみたい! どうなるかわからない! 予想外で思い通りにいかない! その場で起きたできごとにアドリブで対応。つまり主張と共感の調和である。泣いたり、説得したり、逃げたりしながら遊ぶことが大事。その中で他人と関わり、自分を主張し、子ども達の心が育っていく。



劇場で子ども達が自ら考え、子どもが主役の活動はとても大切な活動であるということを大人も子どもも再認識しました。

8月 夏キャンプ

事前の集まり（しおり作成や持ち物を決めます。）



メインは初めて参加する子どものためにみんなで遊んで緊張をほぐしていきます。
大人は見守るだけで口は出しません。



協力してテント張 小学生は高校生に助けをもらってだんだん自分達だけで立てられるようになってきます。



班分け・食事のメニュー・遊びの内容・キャンプファイヤーすべて子どもが考えます。

1 月室内冬の合宿

班ごとにメニューを考え、買い物をし、夕飯を作る



鍋というテーマで、班ごとにメニューを決めることに。



中学生・高校生が考えた遊びを全員で。

1 月屋外合宿

ダンボールを組み合わせてソリを作って遊んだり、雪の中でたくさんの遊びを考え実行しました。



1月屋外合宿

ダンボールを組み合わせてソリを作って遊んだり、雪の中でたくさんの遊びを考え実行しました。



3月「いらずの森」

【趣旨・目的】

いらずの森はおやこ劇場の年間を通した様々な活動の中のひとつで、子どもの自主性を育むことを目的に20年以上継続してきた活動です。子どもの表現力（コミュニケーション力）を高めることと子ども達の仲間づくりの体験の場となっています。

“いらずの森”は『別名・親いらず』で青年たちと子どもたちの力で「つくりあげる」合宿です。小学4年生から青年まで今年は67名集合しました。

プレイの班5つとダンスの班に分かれて高校生たちがリーダーとなり講師の方に助けをもらいながら、ワークショップを行い劇を作ります。今年のプレイ（劇）のお題は“青春”。最終目にはお互いに作り上げた劇を見せ合います。どの班も、ストーリーもせりふもよく考えられていてとっても面白かったです！ダンスもまた、講師の指導のもと、難しい振り付けを見事に覚えステキに魅せてくれました！青年の人数も増え子ども達も年々パワーアップしています！



班ごとに
打ちあわせ中



オレ主役 1?



全員集合！白山青年の家にて





第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 外国につながる子どもたちからのメッセージ 神奈川の「オルタボイスフェスタ」の取り組み

NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹

オルタボイスフェスタに集まった仲間たち



「オルタボイス」とは、外国につながる子どもたち・若者たちの声～メッセージをさす造語です。彼・彼女らと、その友人たちのメッセージの発信の場を作ることを目的として、オルタボイスフェスタを企画しました。2015年3月28日で、第8回目となりました。今回も湘南とつか YMCA のホールをお借りして実施しました。歌、スピーチ、寸劇、ビデオ、ダンス、音楽演奏、展示などの他、模擬店では韓国のチヂミ、カンボジアのちまきや揚げパン、各国の民芸品などの販売も行われました。ホールの中は不思議な時空で

満たされました。

発表に参加する子どもたちは、地域の高校の部活動、学習教室、母文化の継承を目的とした活動などを母体としています。今年のフェスタに参加した団体を紹介します。

「TIE トマトマの会」「たぶんかフリースクールよこはま」「NPO 法人 ABC ジャパン」「信愛塾」は地域で子どもたちをサポートする学習教室。「神奈川総合産業高校 定時制ダンス同好会」「有馬高校、有志」「湘南高校 定時制 有志」「厚木清南高校 定時制ダンス部」「相模原青陵高校 多文化交流部」「綾瀬西 軽音楽部およびダンス部有志」は高校からの参加。「ALEA」は外国につながる若者たちからなるバンドグループ。「ヨコハマハギハッキョ・チャンゴグループ」はコリアンルーツの小学生中学生を中心にしたチャンゴの演奏活動をしているグループ。「カンボジア母国語を保証する会」は、子どもたちが母語をわすれないように取り組んでいる当事者のグループ。そのほかこうした活動で育った、OB、OG たちも参加しています。

子どもたちの集いの理由

ステージでタガログ語の歌を歌った A 君は、ステージの上から会場の参加者に、自分がフィリピン人であることを告げ、次のように語りかけました。「みんなの中でフィリピン人の人!手を上げてみて!」会場の中で、何人かの子たちが手を上げてそれにこたえました。

会場にいた高校生の B 君も、A 君の呼びかけにこたえて、元気よく手を上げました。B 君の国籍は

● 日本ですが、母親がフィリピン人でした。日本風の名前が本名で、日本人として生き続けてきた彼は、ふだんは自分がフィリピンにつながっていることを語ることはありません。どうしてB君はこの時、元氣よく手を上げてA君にこたえたのでしょうか？

● B君の本当の心境はわかりません。しかし、おそらく、B君はフィリピンにつながっていることを肯定的にとらえてはいなかったのではないかと思います。ここ（フェスタ）では、フィリピンにつながる自分を隠すこともないし、プラスに認められる・・・そんなエキサイティングな自分の新発見が、彼をふるいたたせたかもしれません。

● 外国につながる子どもたちは、日常生活の中では、差別にさらされ、自分のルーツを隠し、日本人のふりをして生きています。たとえばCさんは日本生まれですが、カタカナの名前と、ちょっとエキゾチックな顔立ちは、日本人のいじめっ子たちの対象になりました。いじめに対抗して「キレ」たこともありました。

● オルタボイスの場では、自分のルーツが肯定的に扱われる。そのような場と時を過ごし、再び日常に戻った時、理不尽な日本社会と対峙する勇気と力がよみがえるのでしょうか。これが彼・彼女らが再びオルタボイスの場に集まってくる理由です。

● 子どもたちの発する日本社会へのメッセージ

● 子どもたちのメッセージの発信は、様々な形で行われる。歌、楽器の演奏、スピーチ、ダンス、自主制作のビデオ、そのほかのパフォーマンス。今回は初めて当日の発表を対象にした、「メッセージコンクール」を行いました。

● 発せられたメッセージをいくつか紹介します。

● 「活動を通して名前の大切さを思った。高校入試では本名で受験し、面接ではハギハッキョの取り組みについても話した。学校では通名を使っている。名前は親からもらった大切な贈り物。大切にしたい。自分は在日だと言える社会になって欲しい」

● 「去年の四月にネパールから日本に来た。補習教室で一生懸命勉強して高校に合格した。ネパールは貧しい国で、物乞いも多いし、田舎では学校へ行けない子どももいる。将来ネパールで子どもたちを助ける活動をしたい。」

● 「高校に合格したので、四月から高校に通う。補習教室では受験勉強だけでなく、たくさんの国の人と交流できて色々学べて、楽しかった。」

● 「夜間中学ではご老人の方とも友達になれた。民族の料理を作って食べたり、交流もあって楽しかった。」

● 「音楽は世界の境目を感じさせない大事なもの。私はカンボジア人で、周囲には国籍が違うということで日本人と同じように生活できない人がいる。これはおかしいと思うし、ここにいるみんなもそう思うでしょう。国や言葉が違って、みんなで支え合えるようになってほしい。音楽を通じてみんなとつながれてうれしい。」





「ネパールから日本にきた。日本語もうまくないし、勉強も難しいが、ダンス部で友だちができて学校が楽しかった。」

このようなメッセージには、本当は「優劣」は付けてはいけないのかもしれませんが。しかし「賞金2万円」は、例年以上にメッセージの発信の呼び水となり、各団体とも力のこもったメッセージの発信に取り組みました。今年は、神奈川総合産業高校のダンス同好会の仲間達が最優秀賞に輝きました。

先輩から後輩へのメッセージ

フェスタには、もう一つの役割があります。それは、先輩から後輩へのメッセージの伝達の間でもあるということです。

このフェスタは私たち ME-net の事業である「外国につながる生徒若者交流事業」に位置づけられており、初夏6月ごろに実施される「オルタボイス交流会」、秋に実施される「オルタボイスキャンプ」そして、3月の「オルタボイスフェスタ」の三部構成になっています。ここ数年この「交流事業」で育った若者たちが、企画の運営に積極的に参加し、担うようになってきています。フェスタの司会を引き受け、ステージの進行を担ったのは、4人の高校生たちで、交流会・キャンプ・フェスタに参加してきた仲間です。また今回は「リレートーク」という形で企画参加をしてくれた先輩たちもいました。自分が日本にやって来ることになったいきさつ、日本の学校でいじめられた経験、日本語を学ぶ苦労、オルタボイスでの活動、大学の経験などが語られました。先輩たちからのメッセージは、参加した小中高生の心を支え、自信を持って自らの進路を決めるためのよいアドバイスとなると思います。

子どもたちは外国人嫌悪を含む排外的な空気、ヘイトスピーチや、いじめ、就職差別のなかで生きており、ともすれば両親や自分につながる母文化を否定的に見ざるを得ない状況に置かれています。そんな日本社会の中で、自分を見失わずに力を付けてきた若者たちの存在は、オルタボイスフェスタを支えてきた、私たち大人の心も元気続けてくれました。

もっと多くの人にメッセージを届けたい

外国につながる子どもたちのことをあまり知らない、大勢の日本人にも、子どもたちのメッセージを聞いてもらいたい。これが本フェスティバルを始めた当初からの我々の夢でした。2007年初めて行われたオルタボイスフェスタは、参加した団体のこどもたちが、お互いの発表を見合い、交流する、というスタイルでした。その後、一般の観客を呼び込むまでに至らずにいました。2009年には横浜戸塚駅駅頭のペDESTリアンデッキで通行人という不特定多数の聴衆を相手に取り組んだこともありました。しかしセキュリティや会場準備の労力の点から継続は断念し、翌年の2010年からホール内で行うスタイルにもどし続けてきています。しかし長く続けていることの意味は大きく、今年は参加団体と一般観客を含め、ようやく200名を超えました。規模としてはまだまだ小さいものの、「評判を聞いて見に来てくれた人たち」が少し増え、メッセージは少しずつ届き始めているように思います。



チャイルド・ライツ・プロジェクト2014年度活動報告

国際子どもの権利センター（シーライツ）

2014年度から始まったチャイルド・ライツ・プロジェクトでは、子どもの権利条約を日本政府が批准した20周年を記念した連続公開セミナーをプロジェクトの中核として行ってきました。1年間で5回のセミナーをJICA地球ひろばや早稲田棒仕園セミナーハウスなどの会場で開催しました。第2回目からのセミナーは国際NGOの方をゲストスピーカーとして招き、最新情報とともに、子どもの権利を中心として様々な視点から世界の子どもたちの現状と支援の在り方をお話いただきました。セミナーではゲストスピーカーの話の後に参加者でグループディスカッションをして理解を深めたり、参加者同士から新たな視点を学びあったり、自分たちにもできることを考えたりするワークショップを取り入れていきました。各回、中高生の参加もあり、学生が中心となって企画・運営を進めてきました。



第1回目のセミナー「子どもに対する国際協力を改めて考えてみよう～子どもたちに本当に役立つ支援とは」を4月26日に開催しました。10代の学生を中心とした42名の方に参加いただきました。第1回目ということでシーライツの活動紹介とともに、どのような知識や考え方や態度を支援する者が持てば、子どもたちが将来にわたって力を発揮するような支援ができるのかを参加者と話しあうことを目的としました。話し合うに当たり、カンボジアの2人の女性と性的搾取を乗り越えよ

うとする子どもたちを描いた「Redlight」というドキュメンタリー映画を鑑賞しました。ドキュメンタリーを見て「子どもを売買すること自体が社会的に悪とされていない倫理観がおかしいと思う」と発言した10代の学生がいました。ドキュメンタリー後に、子どものどんな権利が侵害されているか、グループ内で思い浮かぶ権利を模造紙に書き出し、子どもの権利条約の条文と照らし合わせていきました。そしてその権利を守る主体は誰であるかについて話し合いました。親や家族といった身近な人々から、子ども買春を手助けしてしまうような関係者であるホテル経営者やタクシー運転手と

いった人々、そして「子ども同士」など、様々な意見があがりました。シーライツ甲斐田代表は、子どもたちや親に依存心をもたせてしまう援助の危険性、「子ども自身が問題を分析し、社会に発信し、自分たちの権利を守ろうとする「子どものエンパワメント」、おとなが子どもの主張を受け止める「子どもの権利に基づくアプローチ（ライツ・ベース・アプローチ）」の3点に焦点をあてて話をしました。現在では様々な形で途上国支援が行われていますが、国際協力には、子どもたち自身の積極的な参加と発言、社会を変える力を促す活動が必要となってくることを参加者の多くに感じていただきました。

第2回のセミナー「カンボジアの子どもの人身取引～子どもの権利をどう活かせるか」を6月1日に開催し、10代の学生をはじめとした55名の方に参加いただきました。（特活）ワールド・ビジョン・ジャパンで、子どもの保護や人身取引対策分野のアドボカシーを担当している中村敏久さんをゲストスピーカーとして招きました。カンボジアの人々が搾取されている現状を貧困問題と結びつけてお話をいただいたり、高校生や大学生が主体となって政府へ



アドボカシーを行う活動をするユースクラブの紹介をしていただいたりしました。甲斐田代表からは、子どもが権利について知るだけではなく、権利を行使すること、そして子ども自身が地域の変革者の一人として活躍できることを子どもの周りのおとなも理解することが重要であることを主張しました。2人のスピーカーから紹介された様々な取り組みや、その取り組みの背景にある考え方や思いをふまえて、参加者同士でグループディスカッションを行いました。出稼ぎに出てほしいと親から頼まれた時にカンボジアの少女は、権利を知っている場合と知らない場合でどのような違いが生まれるのか、をディスカッションのきっかけにし、自分の考えや、疑問に思ったことなどを共有していきました。どのグループからも多くの意見が集まり、疑問を参加者全員で共有しスピーカーの方には時間の許す限り質問に答えていただきました。日本ではあまりなじみのない「権利」を啓発していくことの意義、そしてその際に求められるアプローチの多角性や多様性を伝えることができた第2回となりました。最後には参加者全員で Red Card to Child Labor（児頭労働にレッドカード）と書かれたカードを掲げ、児童労働に反対するキャンペーンの写真撮影をしてセミナーを終えました。

第3回のセミナー「女の子の権利を考える～結婚させられ奪われるものは？」を9月21日に開催し、31名の方に参加いただきました。女の子を取り巻く早期結婚の実態を取り上げた今回のセミナーでは、（公財）プラン・ジャパンの実施する女の子が生きていく力を身につけることを目指すグローバルキャンペーン（Because I am a Girl）について開発教育の担当者の奈良崎文乃さんをゲ



ストスピーカーに招きました。キャンペーンの内容とともに、ミレニアム開発目標においても女性や女の子は「取り残された存在」であることにふれました。甲斐田代表からはシーライツが実際に支援をしているカンボジアの子どもたちは早期結婚について良くないと思っていることを共有しました。「女性・女の子へのエンパワーがあまり進んでいない現実が信じられない」、「女性・女の子への扱いがひどく、なぜここまで深刻化するまで重要視されなかったのだろう」などディスカッションでは様々な発言が飛び交

いました。女の子が社会的にも弱い立場だからこそ、子どもの権利を知ること、自分や友達を守っていけるようになることが一層重要であることを多くの参加者が感じました。そのような視点をより多くの人が持つことで権利の啓発活動も後押しされることを願い、最後に参加者全員でプラン・ジャパンのグローバルキャンペーン(Because I am a Girl)に対して、大きな紙に女の子に向けたメッセージを各自書き、集合写真を撮るといった形で参加しました。

第4回のセミナー「子どもの権利とビジネス～会社にも子どもの権利を守る責任がある」は12月14日に開催され、24名の参加者がいらっしゃいました。毎回10代の学生の参加が多いのに対し、第4回は社会人の方が目立ちました。2012年、国連グローバル・コンパクト、ユニセフ、セーブ・ザ・チルドレンの3者により『子どもの権利とビジネス原則』が発表されました。これは、ビジネスが子どもの人権に与えるさまざまな影響に注目し、企業が積極的に子どもの人権を守るだけでなく促進するための方法を示すものです。(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの堀江由美子さんをゲストスピーカーに招き、この原則のつくられることになった背景を含めて説明していただき、企業が本原則に取り組むことの意義や、NGOの役割についてお話をいただきました。また、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンは中国に「子どもの権利とCSRセンター(CCR CSR)」を設立しました。来日中のセンターのクリス・カルダゼウィッツさんにも来ていただき、子どもの権利を守る企業との具体的な取り組み事例を紹介していただきました。ビジネスを馴染みないものと感じていた学生の参加者もいましたが、商品やサービスを受け取るまでに関わる人々を取り巻く環境を消費者としての立場で見ると、とても身近な問題であるという気付きを得たという声もありました。甲斐田代表からはカンボジアにおける企業の進出に伴う工場での労働、そこにおけるIDの年齢詐称による児童労働問題、文化的背景が引き起こす問題、政策に圧迫される住民などについての話がありました。グループディスカッションでは、消費者として各自の選択を考え直すきっかけになったという感想から、非政府組織と企業が連携をとることの弊害、このような考え方に対する企業側の反応はどのようなものかなど、様々な疑問が浮かび、時間が足りないくらいの質問がゲストスピーカーの方に投げられました。参加者のこのようなさまざまな反応からも、一般的にまだまだ浸透していない考え方であること

がわかります。また、このような取り組みが今後どのように効果を出していくのか、どのように広まっていくのか、それは私たち一人一人の取り組みにも大きくかかわっていることがセミナーを通して少しでも多くの参加者に伝わったことを願います。

第5回目のセミナー「子どもの家庭で暮らす権利を守る～報告書『夢が持てない』の意味は？」は1月31日に開催され、30名に参加いただきました。今回は何らかの理由で親と一緒に生活できない日本の子どもたちを取り巻く現状と課題をテーマに、(公財)ヒューマン・ライツ・ウォッチの日本代表の土井香苗さんをお招きしました。ヒューマン・ライツ・ウォッチは、昨年、施設で暮らす子どもたちについての調査報告書『夢がもてない 日本にお



ける社会的養護下の子どもたち」を出版しました。日本では親と生活できない子どものほとんどが児童養護施設で過ごすという現状にあること、海外との比較、脱施設・家庭養護による子どもへのメリットなどをお話していただき、日本での里親制度普及の必要性と可能性を指摘していただきました。甲斐田代表からは、ユースチームの事前学習会で出た疑問への回答を交えながら、「子どもにとって幸せな環境作り」についてお話いただきました。セミナーの後半からは「パートナーに、里親にならないかと言われたらあなたはどうするか」というテーマで当事者の気持ちになってグループでディスカッションを行いました。参加者は、お子さんをお持ちの方や、社会福祉施設にお勤めの方や、実際に里親になろうと思ったことのある方、高校生や大学生など様々で、いろいろな視点から話し合うことができる貴重な機会となりました。当事者意識を持って考えることで「里親になる資格はあるのか」「18歳になり施設を出た子どもにはどのようなケアが用意されているのか」など、様々な具体的な質問が会場内に飛び交うようになりました。また10代の学生の1人から、児童養護施設で育った友達がいることを話し、「本人がよければ児童養護施設が里親よりいい時だってある」との堂々とした発言もありました。施設を出た子どもたちのために定期的に相談にのるボランティアや同じ境遇にいる子どもが安心して悩みや不安を話すことの出来る場を増やす必要があることもゲストスピーカーの方は語られました。セミナーを通して、里親制度だけでなく多角的に子どもを取り巻く環境を整えていき、親と暮らせない子どもでも多くの選択肢を用意することの大切さ、そして未来を創造する子どもたちが幸せに生きることのできる環境を創るのは社会の義務であることを伝えていきました。

チャイルド・ライツ・プロジェクトでは連続セミナーの他にもいくつかの活動をしました。10月4日、5日に行われたグローバルフェスタへ出店をし、支援先であるカンボジアの名物、サツマイモ春



巻き「チャイヨー」を販売しました。また、その際に多くの来場者の方に本プロジェクトのお話ができ、本プロジェクトを自分たちの言葉で直接発信していく貴重な機会となりました。その際に本プロジェクトに興味を持っていただいた東京女学館中学校の3年生は、中学校のサービスラーニングという社会貢献授業の受け入れ先として、YFRを選んでくれました。2月4日に東京女学館中学の4名を迎え、ユースメンバーとワークショップを行いました。中学生や高校生にもわかりやすく子どもの権利について説明

することを目的とした、リーフレットを製作しました。あまり中学校では聞きなれない言葉や概念がありましたが、ユースメンバーが手助けしながら、一緒に楽しく作りました。中学生たちはサービスラーニングを通して、彼女ら自身にもたくさんの権利が認められていることを知りました。「『参加する権利』が私たちには保障されていないのかもしれない」という意見が出てきたり、大学生で途上国の問題をニーズからではなく、ライツの視点から考え、支援していることに驚きの声もありました。彼女たちの学校の授業の発表では、彼女らが製作したリーフレットを用いながら同級生に向けて子どもの権利について説明することができたそうです。

このように一つ一つの取り組みが少しずつ広がっていくことを願います。そして、当団体、国際子どもの権利センター（シーライツ）では今後もユースチームが中心となってこのチャイルド・ライツ・プロジェクトを継続させ、子どもと共にエンパワメントしていく社会の実現のために取り組みを進めていきたいと思えます。

以上



今、子どもの人権を考える

～ 世界で、日本で ～

- ◆日程 2015年11月14日(土)
- ◆時間 13:00～16:00
- ◆会場 早稲田大学早稲田キャンパス
3号館501教室
- ◆参加費 無料
- ◆主催 早稲田大学メディア文化研究所
共生ネットワーク研究会
- ◆協賛 日本教職員組合・子どもの人権連



登壇者

- 基調講演 大崎 麻子 (関西学院大学客員教授)
- パネル討論
 - 【パネラー】 岩附 由香 (特定非営利活動法人 ACE 代表)
 - 善元 幸夫 (元学校教員)
 - 和田 献一 (部落解放同盟栃木連合会執行委員長)

参加申し込み方法

※ 座数には余裕がありますので、事前申し込みせずに来場されても入場可能です。
万が一、定員に達した場合は、事前申し込みされた方を優先してご案内します。

■WEB(PC・スマホ・ケータイ)からのお申し込み方法

- ①シンポジウム応募サイト(<http://shakal-ouen.com/kodomo/>)にアクセス
- ②サイト内の「参加お申込みはこちら」から「申し込みフォーム」へ
- ③必要事項を入力して「送信」をクリックして完了!

※スマホ・ケータイの方は右の二次元コードを
読み込むと直接「申し込みフォーム」に進めます。



■FAXからのお申し込み方法

右の太枠内に必要事項を記載し、FAX(番号:03-5645-2844)で送信してください。

■はがきでのお申し込み方法

右の太枠内に必要事項を記載して切り取り、官製はがきの裏面に添付して下記までお送りください。

〈宛先〉〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-12-11-3407
ニューメディア研究所シンキング内「シンポジウム申し込み」係

ふりがな			
氏名			
電話番号	年齢	歳	
E-mail	@	職業	

子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2015/7/18 【朝日新聞】

子どもの「くる病」増える 戦後ほぼ消えたはずでは…

〇脚や背中が曲がるなど、子どもの骨の発育不良を起こす「くる病」が増えている。ビタミンDの不足で発症し、栄養状態が悪かった過去の病気とみられていたが、再燃してきた。日光を過度に避けることが一因となっている。くる病は、子どもの骨が軟らかいまま十分に成長できず、手足の変形や発育不全を引き起こす。栄養状態の改善に伴って、戦後はほとんどみられなくなった。しかし、1980年代以降、学会で症例の報告が相次ぐようになった。患者数の統計はないが、最近では小児科の開業医で診る機会もまれではないという。大阪大病院や東京大病院には、症状が比較的重い患者が年間10人ほど、ほかの医療機関から紹介されてくる。日本小児内分科学会は2013年、くる病を正確に診断するための小児科医向けの手引をつくった。〇脚やX脚といった外見上の診断のほか、X線撮影や血液検査で確定診断する基準を定めた。多くの場合、数カ月から1年程度で骨の変形が戻るという。日光浴の目安は緯度や季節によって異なるが、服を着て顔と手足が出ている状態で、夏は1日5～15分程度、冬は同1時間以上だという。日光浴に加え、ビタミンDを多く含んだ食品を積極的に取り入れることも効果が期待できる。卵黄や魚、キノコに多く含まれているが、アレルギーなどで摂取が困難な子どももいる。欧米では、子ども用のビタミンDのサプリメントが広く使われている。

■ 2015/7/23 【朝日新聞】

「考える道徳」重視へ 検定基準案、 文科相審議会が了承

2018年度以降、小中学校の道徳が正式な教科に格上げされるのに向け、文部科学相の諮問機関「教科用図書検定調査審議会」は23日、

文科省が作成した教科書検定の基準案を了承した。問題解決や体験を重視するなど、「考える道徳教育」を促す内容だ。これまでの道徳は「教科外の活動」という位置づけで、国の検定を経た教科書はなく、副読本を読むことが中心だった。格上げで検定のルールが必要になり、3月に改訂された新学習指導要領に沿う形で文科省が検討していた。基準案では、教科書全体を通じて、子どもが表現力を高めるために話し合ったり書いたりする「言語活動」や、「体験学習」などを教員が採り入れやすくする工夫を求めた。一方的な価値観の押しつけでなく、子どもが自分で考える授業になるよう、教材の面から後押しする狙いがある。教科書に掲載する物語などの題材は、生命の尊厳や伝記、スポーツなど幅広いテーマを扱うことにした。「礼儀」「公正」「愛国心」など学習指導要領に決められた項目との対応を明示することも盛り込んだ。子どもの発達段階に即し、特定の見方に偏らない配慮も求めた。パブリックコメントを募集したうえで検定基準は9月に正式に決定される。教科書会社の作業が本格化。小学校向けの教科書は16年度、中学校向けは17年度に検定され、それぞれ18年度、19年度から授業で使われる。道徳の教科化は、第1次安倍内閣で検討されたが実現しなかった。11年に大津市でいじめを受けた中学生が自殺したことなどを受け、13年に安倍晋三首相肝いりの教育再生実行会議が提言。昨年10月に正式に決まった。

■ 2015/7/23 【朝日新聞】

「つくる会」系教科書採択 都教委、 中高一貫など32校

東京都教育委員会は23日の定例会で、都立中高一貫校10校と都立特別支援学校22校で来春から使う中学生の歴史と公民の教科書に、「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版を採択した。4年に一度の採択で、中井敬三教育長と5人の委員の無記名投票の結果、多

数決で決まった。この日の定例会では、歴史8社、公民7社を候補に投票。6人の投票では歴史、公民とも育鵬社が4票、その他が2票だった。現在は、都立中高一貫校では歴史・公民ともに育鵬社版を、特別支援学校では視覚障害の学校を除いて歴史は育鵬社版、公民は「つくる会」主導の自由社版の教科書を使っている。今回の採択にあたっては、23団体から「過去の戦争を肯定する教科書の押しつけ」「学校の意向を尊重すべきだ」などの請願が寄せられていた。

■ 2015/7/28 【毎日新聞】

教員：国の調査、 負担「保護者の苦情対応」も 文科省調べ

小中学校の教員が日ごろ大きな負担に感じているのは、国の調査への回答や保護者からの苦情対応だったことが、文部科学省が27日公表した教職員の業務実態調査で分かった。一方、教材研究や補習授業はさほど負担に感じておらず、授業以外の業務が圧迫していることがうかがえる。文科省は今後、事務職員や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなど各分野の専門家を拡充し、さまざまな問題に組織で対応する「チーム学校」の徹底を図る方針だ。調査は昨年11月、全国の公立小中学校から抽出した451校の計9848人の教職員を対象に実施した。授業や成績評価など子どもの指導に関する41業務と、調査への協力や苦情処理など学校運営に関する30業務について、それぞれ従事状況や負担感を聞いた。その結果、これらの業務は副校長・教頭と教員に集中していることが分かった。中でも負担感が最も大きかったのは「国や教育委員会からの調査への回答」。小中学校ともこの業務に従事する9割の教員が「負担」「どちらかといえば負担」と答えた。文科省によると、国や教委への調査回答件数は、情報化実態調査や英語教育実施状況調査をはじめ、いじめなどの月例報告も含めると年間500件という学校もあるという。次に目立ったのが「保護者・地域からの要望・苦情への対応」で、小中とも7割の教員が「負担」に挙げた。い

じめや不登校など「問題行動への対応」を負担と感じている教員は小中とも5割強。中学教員では5割が部活動の指導・引率を負担と答えた。一方「教材研究」や「放課後や朝の学習指導」を挙げたのは小中とも2割。子どもや保護者との相談も3割程度だった。文科省は「1人で負担を抱えないように複数で対応するなど工夫してほしい」として、業務改善のためのガイドラインを作成した。教員の多忙さを解消するため、文科省や各教委はこれまでも改善策を取ってきた。文科省は学校への「調査依頼」を今年度13件実施しているが、これは2006年度より半減。各自治体でも職員室のICT（情報通信技術）導入による効率化が図られている。それでも現場の負担感は一方向に軽減していないことが調査で判明した。文科省担当者は「反省すべきところ。類似調査は統合するなど考えたい」と話す。「保護者・地域への対応」も深刻だ。広島県のある公立小学校の校長は「学校に持ち込まれる相談・苦情は増え、内容も幅広くなっている。給食の配膳の仕方が悪い。連絡帳の先生の書き込みが気に入らない。子どもがノートに書く漢字が汚い。公園で子どもがたむろしている――。「教員は『サービス業』と思われる」と嘆く。この校長は最近、若い教員の意欲低下も気になる。「今の教員はサンドバッグのように打たれればなし。子どもと向き合うという本来の楽しさを感じられる職場にしないと、成り手がどんどん減り、ひいては教育の質低下につながる」と危惧する。

■ 2015/8/3 【朝日新聞】

学力調査の内申利用 文科省VS大阪府、譲らぬ対立

全国学力調査（学テ）の学校別調査結果を高校入試の内申に反映することを決めた大阪府教育委員会に、文部科学省が「待った」をかけた。「原則認めない」という文科省に「従う義務はない」と反発する松井一郎知事。両者は7日にも会談するが、今のところ歩み寄りの気配はない。「平行線に終わった」「意見がかみ合わない」。7月28日に上京した府教委の向井正博教育長は、文科省の伯井美徳（は

くいよしのり)・大臣官房審議官との会談が不首尾に終わったことを報道陣に告げた。両者の対立がエスカレートしたのは、7月7日の文科省専門家会議からだ。「実施要領の想定を超える」「調査の趣旨から逸脱している」。学テを内申評価に使う大阪方式に、委員から批判が続出した。下村博文文科相も「専門家会議の意見を尊重する」と述べ、学テの利用を原則認めない方針を示した。大阪府の松井一郎知事は「上から目線」と反発。「大阪方式がやれないなら徹底して戦う」と宣言し、文科省の方針についても「従う義務はない。僕らペットじゃないんでね」と切って捨てた。両者の主張には大きな隔りがある。専門家会議は「(学テが)入学者選抜に利用されれば、各校の事前対策が増え(学力の把握という)本来めざさなければならぬ調査の適切な実施を脅かす懸念がある」と指摘する。府教委は「学テの実施要領に入試への利用禁止は書かれていない」と反論。松井知事は「生徒の学力を上げていくために、調査の使い方は身近な自治体に任せてもらいたい」と迫る。学校現場の混乱を避けるため、文科省は今年度に限り大阪方式を容認し、来年度の実施要領に入試への利用禁止を加えることも検討している。だが松井知事は来年度以降も利用する構えで、今月7日にも下村文科相と直談判する。

■ 2015/8/4 【朝日新聞】

いじめ防止へ、 ささいな兆候も報告・共有を 文科省通知

文部科学省は4日、すべての小中高校と特別支援学校に、いじめ防止の取り組みに不備がないか点検するよう求めた。岩手県矢巾町で中学2年の村松亮さんが自殺した問題を受け、再発防止のために教育委員会などを通じて通知した。2013年施行のいじめ防止対策推進法は、学校にいじめ対策組織を置き、いじめ防止基本方針を定めることを義務づけている。対策組織については、児童生徒が相談・通報の窓口として認識しているか▽ささいな兆候もすべて報告され、複数の教職員で共有

しているか▽学級担任ら複数の教職員や外部の専門家がいるか、などの点検を求めた。基本方針については、定期的なアンケートを実行し、内容を全教職員が把握しているかなど。いずれも夏休み中の点検を求めた。子どもの自殺は夏休み明けに急増する傾向があるため、予防のための見守り強化も要請した。

■ 2015/8/5 【朝日新聞】

大阪市教委、育鵬社の歴史教科書採択 来春から使用

大阪市教育委員会は5日、市立中学校129校(在校生徒約5万4千人)が来春から使う歴史と公民の教科書に「新しい歴史教科書をつくる会」の元幹部らが編集した育鵬社版を、教育委員6人の多数決で採択した。「歴史観や社会観が異なる教科書を通じて多面的な見方を知る」などとして、次点で採択されなかった教科書を副読本として使うことを検討することも決まった。この日の会議で、歴史は育鵬社と帝国書院を、公民は育鵬社と日本文教出版を評価する声が多く、多数決の結果、いずれも育鵬社版を4人が支持した。昨年の市立小学校の教科書採択から市内8カ所に分割していた採択地区を一本化し、市内全域で共通の教科書が使われる方式になった。4年前の今回は育鵬社版を採択した地区はゼロだった。市教委の育鵬社版の採択決定後、大森不二雄委員長が2番目に高評価だった教科書の副読本化を提案。5対1の賛成多数で認められた。保護者負担ではなく公費負担による購入をめざす。大阪府内では他市でも四條畷市が歴史と公民、河内長野市が公民で育鵬社版を初採択。東大阪市は前回に続き公民で採択した。東京都では都教委が都立中高一貫10校と都立特別支援学校22校で歴史と公民の育鵬社版を採択している。育鵬社は扶桑社の子会社で、運営などをめぐる対立で「つくる会」を脱退した元会長の八木秀次・麗沢大教授らが編集に携わった。

■ 2015/8/5 【朝日新聞】

高校に新科目案「公共」「歴史総合」 18歳選挙権受け

2020年度にも小中高校で順にスタートする新学習指導要領について、文部科学省は5日、22年度をめどに高校に必修の「公共」「歴史総合」（いずれも仮称）などの新科目を設ける案を公表した。文科相の諮問機関「中央教育審議会」に示した。16年度中に答申する方針だ。公民科の「公共」は選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、選挙など政治参加について学習する。将来、成人年齢が引き下げられるという意見も踏まえ、社会保障や契約、家族制度、雇用、消費行動といった社会で必要なことを学ぶ。自民党が13年に、社会で必要になる規範意識を養うとして新設を提言した。文科省も、現行の科目より実践的で幅広い新科目が必要と判断した。ただ、必修化で「倫理」など別の科目を学ばなくなる可能性もあり、既存の科目で習う専門的な知識が学べなくなることを心配する声もある。「歴史総合」は、日本史と世界史の近現代を中心に考える必修科目。現行では世界史のみが必修。日本史を学ばずに卒業する高校生もあり、近現代史が苦手な生徒も多い。自民党も14年の衆院選公約で日本史の必修化を掲げていた。文科省はこうした事情から日本史と世界史の近現代を中心に考える必修科目の新設を提案。現代の課題と過去とのつながりを理解し、グローバルな視点で日本の歴史をとらえる狙いがある。「地理総合」は、地球規模の課題を解決する力を育む。世界史は必修ではなくなる見通し。ほかの現行科目の扱いなどは、中教審が今後、詳細を話し合う。ほかに、理科と数学の両方の知識を使って社会や物理の現象について研究する選択科目「数理探究」（仮称）の新設も検討する。この日の案では、小学5年生から教科化される予定の英語の授業時間数も示された。現在は「外国語活動」として週1コマ（1コマ45分）だが、週2コマの年間計70コマに倍増させる方針だ。全体の授業時間数を増やすのは難しいため、半分の35コマを「短時間学習」として、始業前や放課後などの10～15分を使うことも提案。

毎日のように英語に触れられるのがメリットだという。ただ、すでに読書の時間など別の活動に充てる学校も多い。短時間学習が難しいと判断すれば、代わりに別の教科や活動を減らすことも検討する。今年度中に結論を出すという。また、新たに歌や遊びなどの外国語活動が始まる3、4年では週1コマが必要とした。

■ 2015/8/6 【朝日新聞】

月会費、平均3.3万円 フリースクール初の全国調査

不登校の小中学生が通うフリースクールなどについて、文部科学省は5日、運営する民間団体・施設について調査した結果を公表した。平均で、会費は月約3万3千円、入会金は約5万3千円だった。いずれも公立の小中学校に通っていれば不要で、経済負担の実情が明らかになった。フリースクールなどについて、文科省が全国調査したのは初めて。3月、確認できた474カ所を対象に調査し、67%にあたる319カ所から回答を得た。毎月会費を集めている262カ所の平均月額額は3万3千円。4分の3が1万～5万円で、5万円超も1割あった。そのほか、「通所の際に利用料などとして徴収」「集めない」などが49カ所。8カ所は回答しなかった。入会金が必要な団体・施設は194カ所で、平均額は5万3千円だった。一方、フリースクールなどに使う場所を借りている団体・施設は7割。平均賃料は月16万7千円だった。自由記述では「経済的に苦しい家庭が多く会費を上げられない」「学校以外の学びを認めてほしい」といった意見が目立った。

■ 2015/8/7 【朝日新聞】

不登校の小中学生、過去最高 全児童の0.39%に増加

文部科学省は6日、学校基本調査（2015年度）の速報値を発表した。14年度中の不登校の小中学生が全児童に占める割合は0.39%で、過去最高だった。不登校の小中学生と中学生は計12万2655人。いずれも2年連続で増加し

た。不登校の子どもは、小学生が2万5866人(前年度比1691人増)で、全体の0.39%(前年度比0.03ポイント増)。比較できる統計をとり始めた1991年度以降で最高だった。中学生は、9万6789人(1608人増)で、全体の2.76%(0.07ポイント増)だった。30日以上学校を休んでいる児童・生徒は、小学生が5万7858人、中学生は12万6847人。いずれも理由は「不登校」が最多。次いで「病気」だった。文科省は不登校が増えた理由について、「学校に行くことに対する家庭の意識の変化や、無気力な子の増加」をあげる。ただ、特に中学生の不登校の割合は07年度をピークに5年連続で減った後、増加に転じた。この2年間で増えた理由について「きちんとした分析が必要だ」という。学校基本調査では、今年5月1日時点で学校に通う子どもの人数も発表された。小学生は654万3114人、中学生は346万5245人でいずれも過去最低。高校生は331万9122人だった。大学生(大学院を除く)は255万6297人(前年比4275人増)。うち女子学生は112万7441人で前年から9663人増え、過去最多だった。

■ 2015/8/7 【朝日新聞】

学童保育利用 100 万人超 待機児童も調査以降最多に

共働き家庭などの小学生が放課後を過ごす「学童保育」(放課後児童クラブ)を利用する子が5月1日時点で101万7429人になり、初めて100万人を超えた。全国学童保育連絡協議会が7日、発表した。一方、学童保育に申し込んだのに入れなかった待機児童は、調査を始めた2003年以降で最多の1万5533人だった。調査は全国の1741市区町村に同協議会が実施。学童保育の数は昨年より3445カ所増えて、2万5541カ所となった。定員増に加え、昨年の厚生労働省令で1カ所あたりの定員が40人程度と定められ、大規模な学童保育を分割する自治体が増えたことが背景にあるという。利用する児童数は昨年同時期より8万3894人増えたが、待機児童の数も6418人増加。待機児童は東京都(2870人)や兵庫県(1297人)が多い。同協議会によると、4

月に始まった子ども・子育て支援新制度で学童保育への補助が拡充されたことを受け、需要がさらに掘り起こされているという。政府は昨年7月にまとめた「放課後子ども総合プラン」で、2019年度末までに学童保育の定員を30万人分増やす目標を打ち出している。

■ 2015/8/11 【朝日新聞】

教員の忙しさ—学校の役割考えよう

先生の本分は、子どもと向き合うことだ。その時間が失われている現実を変えなければならぬ。公立小中学校の教職員が負担を感じている仕事について、文部科学省が初めて調べた。日本の教員が国際調査で最も忙しかったことを受けてだ。教員の最も多くの割合が負担を訴えた仕事は、「国や教育委員会からの調査への対応」だった。小中とも9割近い。調査の負担感が調査で明らかになったのは皮肉だ。文科省によると、教委への回答が、いじめの月例報告など年間500件に上る学校もあるという。「保護者や地域からの要望や苦情への対応」も、小中でそれぞれ7割を超える。結果を受けて、文科省は改善のガイドラインをまとめた。会計や成績処理をデジタルで行い、教員と事務職員の分業を進め、苦情処理に弁護士力を借りる——などだ。もちろん文科省の調査も見直すという。学校や教委、国はできることから進めてほしい。だが、それだけで問題は解決しない。国際調査で日本の教員の時間が他国より目立って長かったのが部活動だった。ところが今回の調査では、中学校の教員で部活動に負担感を抱いていたのは半数を下回る低さだった。生徒に必要なと考える教員が多かったからだろう。教員が何を担うか、何が事務職員やカウンセラーらと分業すべきかを切り分けることが必要だ。国は「チーム学校」の構想を進める中で検討してほしい。教員の数を全体としてどうするか議論も欠かせない。財務省は財政難と少子化のなか、教員数をもっと減らすべきだとする。文科省は逆に貧困や発達障害などに対応するために減員幅を抑えたい考えだ。文科省はさらにデータを集め、教員のゆとりを確保する適正規模を詰めてほしい。根本的に考

え直す必要があるのは、学校や教員の役割だ。子どもに学力をつけ、生活の指導をし、放課後の居場所も提供し、地域の防災の拠点にもなる……。学校の守備範囲は膨らむ一方だ。全部お任せではパンクしてしまう。どこまでを家庭が責任を持ち、どこからを学校が担い、何を住民で支えるかは、地域ごとに事情が異なるだろう。学校ごとに教員、親、地域で毎年、話し合ってはどうか。教員の忙しさは、子どもや保護者の問題でもある。多角的な検討を進めたい。

■ 2015/8/14 【朝日新聞】

学校のトラブル「先生のせい」？ 増える共済・保険加入

学校のトラブルで訴えられたり、賠償金を請求されたりする事態に備え、教職員向けの共済・保険加入者が増えている。従来、責任を問われるのは学校の設置管理者である自治体や学校法人だったが、専門家は「個人に責任を求める動きがある」と指摘。自分の身は自分で守るという意識の高まりが、加入者増の背景にあるようだ。教職員賠償共済・保険は「生徒間のケンカの対応が不適切だと保護者から損害賠償を求められた」など、教職員が業務中のトラブルで訴えられた際の弁護士費用や賠償金を補償。「プールの栓を閉め忘れ、自治体から水道料金の一部支払いを求められた」「校外学習のため給食を止めるべきだったのに失念した」など、訴訟に至らないケースの補償もカバーする。全日本教職員組合共済会が2002年度から月150円の掛け金で始めた「教職員賠償責任共済」は、初年度の加入者4827人から14年度は3.8倍増の1万8479人に。「大きく宣伝していないのに伸びている」と今谷賢二専務理事は言う。「個人の責任を追究されるかもしれないという漠然とした不安が現場に広がっている」教職員共済生活協同組合は11年度に参入。死亡保障などを備えた総合共済に賠償保険を盛り込んだ。掛け金は月100円増えたが、毎年4千～5千人台だった新規加入者は7千人台に増え、14年度は8500人を超えた。総合企画部の小林康之部長は「教育現場のニーズに驚いている。危機感

は想像以上だ」と話す。本来は自治体など設置管理者がカバーするはずの学校トラブルの賠償に、教員個人が備える教職員賠償共済・保険の加入者が増えている。世間の教員に対する厳しい視線を意識し、「お守り」として加入していると、専門家は指摘する。関西の60代の元小学校長は現役時代、いじめをめぐる対応を保護者に批判され、裁判に訴えられた。部下の教諭が児童の交換ノートに特定の子の悪口が書かれていることを知り、記入した児童らを指導したところ、保護者から「指導にかこつけた虐待だ」と非難された。訴状にある被告欄には、部下とともに元校長が名を連ね、「対応が不適切」と1千万円超の賠償を求められた。公務上のトラブルであり、教育委員会が守ってくれると期待したが「訴訟費用は出せない」と言われた。裁判では「小学校側の対応は合理的で何ら違法なものとはいえない」と勝訴したが、心は晴れない。教員になったころは「保護者が見守ってくれている」という思いがあった。今は「教育委員会に訴える」と迫る保護者が増えたと感じる。「みんな、いっぱいいっぱい。追い詰められ、漠然とした不安を抱えている」と言う。甲南大教職教育センターの古川治教授（教育経営学）の研究グループは昨年、大阪府の公立学校長にアンケートし「訴訟に備えて損害賠償責任保険への加入が必要と思うか」と問うた。回答者844人のうち47%が「すでに加入」、28%が「これから入りたい」と答えた。「校長の75%が自分の身は自分で守らなければいけないというのは、いかに現場が大変かというのを物語っている」と古川教授は言う。諸富祥彦・明治大教授（教育臨床学）は「学校教育はサービス業であるとの認識が広まり、保護者や地域の目は厳しさを増している。かつて教員は安定志向の人が就くことが多かったが、もはや覚悟が必要だ。ストレスばかり増す教員にとって、保険はお守りのようなものだろう」と話す。

■ 2015/8/23 【朝日新聞】

掃除当番・給食…日本型教育を輸出へ
海外「規律養う」

掃除当番や学校給食、全国一律のカリキュラム——。そんな特徴を持つ日本型教育を世界に「輸出」する仕組みづくりに、文部科学省が乗り出す。規律の正しさや高水準の学力は、海外で高く評価されている。成長が見込まれるアジアや中東、アフリカの国々に幅広くモデルにしてもらい、学校法人や教育関連企業の海外進出も後押しする。来年度にも学校法人やNPO、自治体、教育関連企業、在京大使館などが参加する会議「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム（仮称）」を設立。諸外国のニーズを把握したうえで、それぞれの立場でできる支援を組み合わせたい考えだ。来年度予算の概算要求に、先行事業向けの補助金などを盛り込む。文科省によると、これまでにミャンマーやインド、エジプトなどから、「日本の小中学校制度をモデルとして導入したい」「道徳心、規律を養うために日本式教育を採り入れたい」といった要望が寄せられているという。例えば小中高校での教室清掃や運動会などの行事、部活動、防災訓練といった活動は、協力して整然と課題に取り組む姿勢を養うとして評価が高い。また、15歳からの5年間で工学系人材を育てる高等専門学校制度や、大学の工学教育は、経済成長を支えてきたと海外でみられているという。設立する会議ではまず、国別にどんな支援が必要かを明確化。人材の派遣や受け入れ、高専や大学の進出を後押しする方法などを検討する。実験器具や副読本といった教材を開発する民間企業や塾にも、それぞれの展開を考えてもらう。補助金で後押しする先行事業には、教育カリキュラムや教員研修制度など、政府レベルで取り組む大型案件が選ばれる見込みだ。日本の教育の海外進出はこれまで、トルコでの科学技術大学の設立構想、教員同士が授業を見せ合って技術を高める研修方法「授業研究」が世界に広まるなどの形で部分的に進んできた。今回のように、多くの国を相手に官民がまとまって輸出を試みようとした例はないという。

■ 2015/8/26 【朝日新聞】

いじめ件数調査やり直し
岩手中2自殺受け文科省が通知

岩手県矢巾町で中学2年の男子生徒が自殺した問題を受け、文部科学省は、毎年実施しているいじめの認知件数についての調査をやり直すよう求める通知を出した。自殺した生徒がいじめを受けたとアンケートに記入したのに、学校がいじめと認めなかったことを問題視。すでに提出を受けた2014年度分はいじめ件数を精査するよう各地の教育委員会などに指示した。調査は、いじめや不登校、暴力行為などについて国公私立の小中高校などを対象に行う「問題行動調査」。14年度の数字が今年6月までに出そろったが、このうちいじめの認知件数のみ、9月中旬までに再提出してもらうことにした。いじめの認知件数は、学校や自治体が早期発見のために努力するほど増える傾向にある。昨年発表した13年度の調査では、千人あたりの認知件数が都道府県別で最大約83倍の開きがあった。文科省はいじめが放置されているおそれもあるとみており、漏れがないかの確認を求めている。調査の結果は、いじめ以外については9月中旬、いじめは10月中にもそれぞれ発表される見込み。

■ 2015/8/26 【朝日新聞】

いじめた側に転校の意思確認
大阪市教委が対策基本方針

大阪市教育委員会は25日の会議で、いじめ対策の基本方針を正式に決め、いじめられた被害者側の意向に応じて、加害者側に転校の意思を確認するよう定めた。方針は、基本理念として被害児童・生徒を「いじめを受けた可能性がある児童・生徒」と定義。いじめを受けた子どもの救済と尊厳を最優先すると明記した。その上でいじめが事実として確認された際は、被害者側が望めば、教育委員会は加害者側に転校の意思を確認する。転校の意思がないと確認されれば被害者側にその旨を伝え、転校の意思の有無を確認するという。また、いじめが疑われる事案の情報を故意に

隠した教職員には、懲戒など厳しく処分することも決め、大森不二雄委員長は「あるべき精神論ではなく、明確なルールを定めた」と話した。

■ 2015/8/31 【朝日新聞】

子どもの深夜徘徊止めない大人 昨年の補導は約43万人

深夜未明の街を歩いていた大阪府寝屋川市の中学1年生の2人はそのまま消息を絶ち、遺体で見つかった。夜に出歩く子どもたちが日常の風景となって久しい。大人たちは、なぜ止めないのか。警察庁によると昨年、深夜徘徊（はいかい）して補導された未成年者は42万9943人。全国47都道府県のうち長野県を除く自治体が、正当な理由がない青少年の深夜の連れ出しや同伴の防止・禁止を条例化している。だが、青少年を深夜未明に連れ出すなどで逮捕・書類送検されたのは1210人、10年前の3.5倍だ。深夜帯にも、帰宅が遅くなった勤め人やコンビニエンスストアの店員ら大人の目はある。しかし、子どもたちを見とがめる大人は、どれほどいるのだろうか。常磐大の諸沢英道教授（被害者学）は「他人に無関心であることで、快適な生活が送れる時代」と言う。「子どもをねらった悪質な犯罪が相次ぎ、『知らない人から声をかけられたら防犯ブザーを鳴らそう』という防犯教育が広がった。善良な声かけでも通報されかねない。多くの大人がおせっかいは生きづらいと思っている」兵庫県伊丹市は26日、来年度中に市内全域に無線受信機付き防犯カメラ1千台を設置すると発表した。保護者が登録・利用料を払えば、専用の小型発信器を持つ子どもが受信機を通過すると、スマホなどで現在地を確認できる。「機械に頼らない社会が理想だが、子どもが巻き込まれる事件が相次いでいる」と担当者は言う。「社会情勢を見て、現実現実として、やれることをやるしかない」

■ 2015/9/2 【朝日新聞】

性的少数者10代男子、 4割がいじめ経験 ケア呼びかけ

性的少数者のうち同性愛や両性愛の10代男子の4割がいじめにあい、2割が不登校や自傷行為の経験があることが、日高庸晴・宝塚大看護学部教授の調査でわかった。性的少数者は政府の自殺総合対策大綱でも自殺の危険性が高いと指摘されており、夏休み明けは自殺が多くなることから、専門家は配慮を呼びかけている。調査は昨年8～12月、厚生労働省のエイズ対策政策研究事業として、日高氏の研究班がインターネットで実施。全国に住む11～71歳の同性愛と両性愛の男性、約2万人が答えた。10代の回答者1096人を調べると、いじめられたことがあるのは44%、不登校になったことがあるのは23%、自傷行為の経験があるのは18%だった。首都圏の男子中高生全般を対象にした別の調査では、自傷経験があるのは8%となっている。また、今回の調査では、同性愛について「小中高で一切習っていない」は41%と、日高氏の2005年の調査時の63%より減少。一方、「『異常』なものとして習った」「否定的情報を得た」は計30%で、05年の計23%より増えていた。性的少数者は、社会の偏見や無理解によって自分を肯定する感情をうまく育てず、うつや自殺につながりやすいと指摘されている。文部科学省は性的少数者の子どもに配慮を求める通知を出したが、教員への啓発が遅れている。日高氏は「性的少数者の子どもは誰なら安心して話せるか分からず、SOSを出しにくい。教員などが日常的に肯定的なメッセージを発して、相談しやすい環境を整えてほしい」と話す。一般社団法人「社会的包摂サポートセンター」のよりそいホットライン（24時間・無料、0120・279・338）は専用回線で相談に応じている。

■ 2015/9/3 【朝日新聞】

里親「さよならも言えず」 委託解除され、行政と訴訟も

虐待や貧困などで実親と暮らせない子どもを家庭で預かる「里親制度」をめぐる、里親と行政との間でトラブルになるケースが各地で起きている。厚生労働省は里親による養育の増加を目指し、里親の支援拡大を進めるが、関係者からは抜本的な対策を求める声も出ている。里親に対して行政が子どもの委託を解除したことをめぐり、訴訟にまで発展することは珍しいという。厚生労働省によると、13年度に里親委託が解除・変更されたケースは1386件。「養子縁組」「就職」「実家庭への帰宅」「死亡」「満年（18歳）ではないケースが534件に上る。このうち何件がトラブルによる解除・変更なのかは把握していないという。全国児童相談所長会によると、10年4～11月に里親委託を解除された647件のうち、里親と子どもの関係悪化が原因だったケースが104件、里親と子どもそれぞれの問題によるものが52件だった同省は12年、児童養護施設や乳児院に里親支援専門の相談員を置くことを決定。相談員は里親から「子どもの行動で悩んでおり、どう対応すべきか」といった悩み事の相談に訪問や電話を通じて乗る。施設近くの住民と協力し、里親になりたい人を新たに探し、制度の内容を説明することもある。昨年10月の時点で325カ所に設置され、最終的には全国計約700カ所への配置をめざす。

■ 2015/9/4 【朝日新聞】

「アベ政治許さない」、教室と廊下に貼り紙 堺の公立小

堺市の公立小学校で7月18日から8月22日にかけて安倍政権を批判する貼り紙が教室と廊下に貼られていた。3日の堺市議会で、自民党市議の質問を受けた市教委教育次長が認め、「政治的中立性が求められる学校現場での事象として重大なことと受け止めている」と謝罪した。市によると、貼り紙は、学童保育事業「のびのびルーム」の教室と廊下にあった。事業を受託した外郭団体の50代の非常勤

職員が教室の私物のプリンターにA4判、廊下の掲示板にA3判の「アベ政治を許さない」と書いた紙を貼った。自民市議が学校で見つけ、市側に連絡。市教委は「学校管理者に無断で貼ったもので、事業とも関係ない」として撤去した。非常勤職員は取材に対し、作家の澤地久枝さんがネット上で呼びかけた「アベ政治を許さない」全国一斉行動に応じたもので、「安全保障関連法案の動きに危機感を覚えて貼った」と話している。

■ 2015/9/10 【朝日新聞】

大阪) 夜間中学統合、生徒「通えなくなる」

東大阪市立 太平寺中学校にある夜間学級が、統合問題で揺れている。太平寺中が近隣の俊徳中と統合されるのに伴い、当初は夜間学級も移される予定だったが、「地域住民の理解を得られなかった」として市教育委員会が方針を転換。太平寺中の夜間学級だけ、さらに遠い別の中学校の夜間学級と統合し、閉校することになった。生徒たちは「学校が遠くなれば、夜間学級に通えなくなる」として市教委の対応を批判している。東大阪市内の夜間中学は2校あり、太平寺は1993年の開設で現在86人が在籍。うち70人を中国籍が占め、多くは中国残留孤児の家族や国際結婚で来日した人たちだという。市教委は当初、生徒減が著しい太平寺中を来年4月に、約300メートル北にある俊徳中に統合するのに伴い、夜間学級も一緒に移設する計画だった。太平寺中では現在、夜間学級も昼間の中学校と同じ校舎を使うが、耐震性の問題が浮上する3年前まで夜間学級専用の校舎があった。俊徳中への統合に際し、夜間学級も入る校舎を約3億円かけて増築する計画だった。ところが、今年5月と6月にあった俊徳中学校区の住民説明会で、「夜間の移設は聞いていない」「新築の校舎を子どもに使わせてほしい」といった声が上がリ、市教委は方針転換。太平寺中の夜間学級のみ約1.3キロ北の長栄中学校の夜間学級（生徒48人）に統合することにした。担当者は「住民の理解が得られないままでは工事は進められない。来春の校舎完成に向け、こ

れ以上、工事を遅らせられなかった」と話す。太平寺中の夜間学級では昨年、俊徳中の子どもたちと交流するなど移設に向けた準備を進めてきた。高齢による体力的な問題や仕事先が離れているなどの理由で、新たな移設先となる長栄中まで通うのが難しい生徒も多い。存続を求める生徒らの声を受け、市教委は2年間に限り、近くの太平寺小で臨時に夜間学級を設置する異例の措置を決めた。西村保教育長は4日夜、太平寺中を訪れ、「皆さんに不安を抱かせ、心からおわびします」と生徒に謝罪。夜間学級の再編方針を説明したが、生徒からは「納得できない」「私たちの学習権を尊重してほしい」と次々に反対の声が上がった。市教委は今回の問題を受け、夜間中学のあり方を話し合う委員会を10月にも設置する。太平寺を開校する2018年春に、市内に複数の夜間中学の分教室を開くことを検討するほか、文部科学省が7月に、不登校などで長期欠席した中学既卒者にも夜間中学への入学を認めたことを踏まえ、昼間に授業を行うことも議論していくという。東大阪ではかつて、市西部に多く住む在日韓国・朝鮮人の市民から夜間中学の増設を求める声があり、太平寺を開校した経緯がある。近年は、市中部や東部で増加傾向にある中国やフィリピン出身の市民からも、夜間中学設置のニーズが高まっているという。植田勝教育次長は「地域への説明が不十分で、急な方針転換をしたことは申し訳ない。これを機に、より良い夜間中学のあり方を考えていきたい」と話す。

■ 2015/9/10 【朝日新聞】

児童虐待が最多更新 1～6月、前年の1.32倍

虐待を受けているとして警察が今年1～6月（上半期）に児童相談所（児相）に通告した18歳未満の子どもは1万7224人で、上半期の統計が残る2011年以降で最多だった。通年で過去最多だった前年の上半期から32.1%増えた。警察庁が10日に発表した。64.5%を占めたのが、無視や暴言を吐く「心理的虐待」で、1万1104人（前年同期比42.9%増）。中でも、子どもの前で配偶者やパートナーに暴

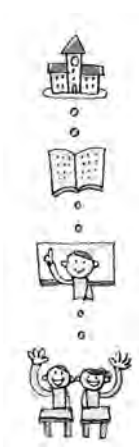
力を加えたり大声で怒鳴ったりする「面前DV」が多く、7273人（同42.2%増）に上った。右肩上がりが増えており、記録を取り始めた12年上半期の約3倍になった。暴行したり狭い場所に閉じ込めたりする「身体的虐待」は3882人（同11.8%増）、育児をしない「育児放棄（ネグレクト）」は2144人（同25.0%増）、性的虐待は94人（同13.3%増）だった。警察が親や養親を逮捕・書類送検した児童虐待は376件（同18.6%増）、被害に遭った子どもは386人（同20.6%増）で、いずれも過去最多だった。虐待で死亡した子どもも14人（同40%増）いた。類型別では身体的虐待が307件（同34.6%増）で8割を超えた。心理的虐待は10件（同100%増）で、子どもに包丁を突きつける▽火をつけたライターを振り回して怒鳴る▽山中で裸にさせる——といったものがあつた。性的虐待は58件（同25.6%減）。警察庁幹部は「積極的な通報が増えた。警察と児相の連携も強化されており、かつては伏在化していた虐待が表面化するようになったのではないかと話す。一方、警察が上半期に摘発した児童パルノ事件は831件（同5.5%増）、被害を受けた子どもは383人（同17.8%増）で、ともに過去最多だった。インターネット上で知り合った女兒に自分の裸を撮影させ、メールなどで送らせる手口の事件が目立った。

■ 2015/9/12 【朝日新聞】

教師の卵、現場で長期修行 広がる「学校インターン」

教員志望の大学生が小中高校に長期間入り、実践的な力をつける活動が広がっている。文部科学省も注目し、こうした「学校インターン」を教職課程に盛り込むことを検討している。島根大学教育学部は2004年に「1千時間体験学修」を卒業の要件にした。学童クラブやキャンプ指導、小中学校など様々な「現場」に学生が出向く。教員を採用する側の動きも。京都府教育委員会は04年から、教員志望の学生を学校現場に受け入れる「教員養成サポートセミナー」を始めた。学生は提携校に最低週1回、半年間通い、授業の補助や小テストの丸つけをしたり、給食を一緒に食べたりする。

府教委は学生の受け入れ校に「学生指導専任教員」を配置。大学側との打ち合わせや、教委への報告書の作成などの窓口役にした。当初は京都教育大学だけで始まったが、京都大や立命館大など14大学に。提携校も小学校から、中学、高校、特別支援学校へと広がった。京都教育大では、教員採用試験に現役合格する学生の7～8割はセミナーの参加者だという。文部科学省もこうした試みに注目し、大学の教職課程に長期の「学校インターン」を導入することを検討している。大量採用された世代が退職するため、即戦力になる若手教員を養成したい事情もある。ただ、案を示した中央教育審議会では、受け入れ先や、必修化の是非など様々な意見が出た。京都教育大教育支援センターの今野勝明准教授は「教員を加配するなど、受け入れる学校の負担に配慮する必要がある」と指摘する。また、履修する科目数の上限を定める「キャップ制」導入以降、3～4年生になっても学生の授業スケジュールが過密になっていることを挙げ、「文科省がインターンシップを推奨するなら、矛盾を解消しないと円滑な実施は難しい」と話す。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだままだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.148

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2015年11月9日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)
年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円